

第2回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議

日時 平成23年11月22日(火) 17:31～19:22

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

【議題】

1. 電気料金原価の適正性の確保の在り方について
2. 自由討議

【議事内容】

1. 開会

○片岡課長

それでは、定刻になりましたので、第2回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、枝野大臣よりごあいさつをお願いいたします。

○枝野大臣

今日も、皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回は本当に大変な熱心なご討議をいただき、論点といたしますか、議論しなければならない課題はおおむねお出しただけののかなと理解しております。従って、今日からはそこで出てきたテーマについて一個一個さらに詰めたご議論をしていただこうかと思っております。

特に今日は、原価の適正性ということで、原価として何を含む、認めるのか、それから、経営効率化努力を原価に織り込むのにどのようにしたらいいのかといった点についてご議論いただければと思っております。まさにこの総括原価方式の一番のポイントともいえるところでございます。ぜひ活発なご議論をいただければと、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○片岡課長

ありがとうございました。それでは、カメラ撮りはここまでとします。カメラマンの方はご退席をお願いします。プレスの方の傍聴は引き続き可能ですので、よろしくお願い申し上げます。

では安念座長に進行をお願いいたします。

○安念座長

どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従って進めたいと思います。まず本日のテーマは、既に大臣からご紹介がございましたように、原価の適正性の確保ということでございます。というか、この会議のミッションのすべてと申し上げてよろしいかと思いますが、まず事務局から資料3を中心にご説明をいただきたいと存じます。

2. 電気料金原価の適正性の確保の在り方について

○片岡課長

資料3をご覧ください。1枚めくっていただきますと目次がございます。まず最初に、現行制度での原価の算定の方法、それから、2.で料金原価をめぐるこれまでの議論、それから、今回の検討に当たった論点、さらには、個別の検討対象となる営業費用項目が並んでおります。

3ページをご覧ください。電気料金の改定手続きでございますが、ご承知のとおり、規制の需要家に対する料金につきましては、電気事業法19条に基づきまして認可を行う。その際に、下の方に絵がありますが、公聴会等のプロセスを経まして、その認可を行うとなっております。ただし、下げる場合におきましては、届出で改正が可能となっております。

1枚めくっていただきまして、料金算定のプロセスでございます。まず、最初に前提計画、これは供給計画でありますとか、あるいは経営効率化計画といった前提となるような計画を作ります。それから、総原価ということで、営業費用と事業報酬を足し上げるとなっております。その上で個別原価計算、レートメイクということでありまして、それぞれ送電にかかわる費用とそれ以外と分けまして、さらには小口と大口と、規制対象と自由化対象という形で分かれていくということでございます。今日の議論ですが、このピンクで塗っております営業費用の各項目につきましてご議論いただければということでございまして、次回以降またそれ以外の項目について1個1個議論していくということでございます。

5ページですが、その営業費の先ほどのピンクの部分の算定に当たりましては、「一般電気事業供給約款料金算定規則」（経済産業省令）、これにおきまして各費用項目ごとに実績値、あるいは供給計画などを基に算定するとされております。下の方に色が塗ってありますが、人件費であれば、実績値及び供給計画を基に算定した額等々と書かれております。この規則につきましては、値上げの認可時、値下げ届出時、いずれも適用されるものでございます。

なお、この規則につきましては、それまで内規だったものを平成12年の値下げ届出制を導入し

たときに省令にして透明化を高めたということでございます。

次に6ページでございます。認可に当たりましては、19条第2項第1号におきまして、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」ということを審査することになっております。審査の方法につきましては「供給約款料金審査要領」(通達)におきまして、営業費につきましては、事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かということを確認することになっております。

さらに、それに加えまして、ヤードスティック査定が平成7年に導入されておきまして、下の方にフローチャートがありますが、三つの分野、電源、電源以外の設備、一般経費の3分野につきまして、原価の水準、原価の変化率を指標化しまして三つのグループに分けております。その三つのグループの中で一番いいグループ、次のグループ、3番目のグループがありますが、一番いいグループは査定なし、その次のグループは1%カット、さらにその次のグループは2%カットというものを平成10年の認可の際に行っております。以降、届出でございますので、この制度は活用しておりません。

7ページですが、値下げ時における原価の扱いということございまして、2の方にありますが、下げる場合には、認可の際に求められております「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤」という要件は、下の方の法律がありますが、課されていないということになっておきまして、届出でございますので、査定等の手続きを要しないということになっております。

8ページ以降は、料金原価をめぐるこれまでの議論ということございまして、9ページは、既にご承知のとおりかと思いますが、東京電力に関する経営・財務調査委員会の報告書におきまして、届出時と実績が届出後に大きく乖離しているということで、原価主義の原則が維持されているかどうかについて疑義があると、前回、大西委員からもご指摘いただきましたが、そういった指摘。

それから、2の方ですが、電気の安定供給に真に必要な費用に限定すること、それ以外の費用(オール電化推進関係費、広告宣伝費等々)につきましては原価から外し、自由化部門を含めた収益の範囲で実施することを検討すべきといったことが提言されております。

10ページですが、他方、平成21年の電気事業分科会におきましては、地球温暖化問題への対応といったことが必要となる中で、設備関係費用が圧縮されると安定供給に対する懸念がある、あるいは認可プロセスに時間がかかりすぎるといった懸念がございまして、機動性向上と需要家利益の保護の両立、安定供給・環境対応と効率化促進の両立という観点から議論が行われました。

その結果、①②③と下の方に書いてありますが、原価の占める割合が小さいものについては、計算過程の確認にとどめる、あるいはヤードスティック査定につきましては、3分野のうち一般

経費のみを対象にする、以上のことによって標準処理期間が短縮するといった提言が行われました。

こうしたことを踏まえまして、3. 検討に当たっての論点ということで、12 ページでございます。今回の論点でございます。

現在、行政におきましては、21 年の報告でプロセスの合理化という趣旨がうたわれておりまして、それを踏まえつつも、経営・財務調査委員会で指摘されていますように、原価の適正性をより厳格に確保すべきことが求められているのではないかとということでございます。このために、法律上、原価の適正性を確認することが求められている認可料金につきまして、行政が認可を行う際に適正と判断する原価とは何かといったことについて検討してはどうかということでございます。

具体的には二つ、大臣からもご紹介がありましたが、一つは、料金原価として認めるべき費用の範囲としてどのように考えるかということでございまして、二つ目の矢印に書いていますが、電気の供給に直接的に必要なではないけれども、長期的あるいは間接的に電気の供給を効率化し得る性格のもの、あるいは民間企業として通常支出されているようなものが含まれていますが、今後料金原価として認めるべきでないものがあるとすれば、それはどのような費用かというのが一つ目でございます。

二つ目には、経営効率化努力をどのように原価に織り込むかという論点がございまして、先ほど申し上げましたとおり、従来は基本的には過去の実績をベースにヤードスティックという形で各電力会社を比較してきたということですが、より合理的な経営効率化努力の織り込みでありますとかと、あるいはプロセスの合理化といった観点から、電気事業者として一般的に求められる効率化努力を想定し得る費用項目については、一定のメルクマールを基準として査定を行ってはどうか。例えばそのメルクマールとして、前回は議論がございましたが、電気事業者と比べるのか、あるいは他の公益事業と比べるのか、あるいは上場企業、全企業の平均と比べるのかといった論点があるのではないかと。ただ、その上で必要に応じて個別の事業者の置かれた状況をどのように反映するかということではないかとということでございます。

以降、個別に今回検討対象となります営業費目ですが、14 ページです。先ほどの算定規則の省令におきまして、営業費用として 51 項目が挙げられております。このうち右側、白い方ですが、公租公課、税金でありますとか、あるいはそのバックエンドの費用、託送料、こうしたものにつきましては、他の法令等によりましてやや外生的に決まってくるということでございますので、左側の事業者による経営効率化の余地があるものを今回検討の対象として議論してはどうかということでございます。

1 枚めくっていただきますと、人件費でございます。人件費の中身としましては、役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、委託検針費・集金費、雑給等々が含まれております。

算定の方法、これは平成10年に認可をしていますので、当方としてもそういう意味ではしっかり把握しているということですが、そのときの算定方法をここに書いております。役員給与におきましては、例えば株主総会の議決の範囲内で設定する、あるいは給料手当につきましては、平均基準賃金月額、これは基本的には組合との交渉の妥結額を引っ張っているということでございます。

これに対しまして、下の方にこれまで経営・財務調査委員会や前回のこの会議でご指摘いただいたことを書かせていただいております。例えば真ん中のところ、電力会社の事業には、公的企業、一般企業としての側面がある。ベンチマークについては、公共料金間で比較した方が良いものや全産業で比較した方が良いものがあるのではないかといったご指摘や、電力会社の給与は全産業の中でも高水準だと、そのまま原価に算入するのは問題ではないか、こうした議論が行われたわけでございます。

16 ページ、燃料費でございます。費用の項目としてはこれが一番大きなウエートを占めておりますが、燃料費は、火力燃料費、新エネ等の燃料費、核燃料費の合計額になっております。これにつきましては基本的には各電力会社が想定単価を持ちまして、その単価で算定しているということでございます。

これにつきましては削減の方法として、経営・財務調査委員会では、LNG 単価の決定指標の変更でありますとか、あるいは共同調達拡大といったことが提言されております。

それから、これは今回の議論というよりも、また次回以降取り上げたいと思いますが、原子力発電の停止・再稼働によります構成比の変更といったものについてどう反映するかという議論も、前回相当ご議論いただいたと認識しております。

17 ページ、購入電力料でございます。これは他社から電気を購入する費用でありまして、電力会社同士でやりとりといいますか、一般電気事業者から購入する地帯間購入電力費、それから、卸電気事業者（電源開発や日本原子力発電）、IPP 等から購入する他社購入電源費がございます。これにつきましても基本的には契約期間のあるものについては契約値、契約期間が終了するものにつきましては、更改の予想値を原価に織り込んでいるということございまして、これにつきましても経営・財務調査委員会のご指摘で、例えば IPP の契約終了後、契約期間更新時期が到来するものにつきましては、資本コストが既に回収されているということを踏まえた価格体系にすべく交渉するといったことありますとか、あるいは卸電力取引所の取引を活用していくべきではないかといったことが指摘されております。

18 ページの修繕費ですが、部品の取り替えですとか、損傷部分の補修でありますとか、点検でありますとか、そうした機能を維持するための費用でございます。これは従来、標準修繕費算定基準というものを役所の方で決めておまして、各部門（水力、火力、原子力）ごとに、各事業年度ごとに代表的な物量ですが、幾らぐらいの量の修繕をやるのかといった指標を作りまして、それに単価と物価係数を掛けまして算定をしておりました。ただ、この制度につきましては認可が届出制の導入に伴いまして平成 12 年に廃止をしております。ここにつきましては、契約のやり方ですが、随意契約から入札といったような方法に変更することでありまして、外部取引先との取引との関係でありますとか、仕様・設計方法の標準化でありますとか、こうしたご議論が経営・財務調査委員会では行われているということでございます。

19 ページ、減価償却費です。これはまさに設備費そのものでございますが、投下した資本を回収するために、価値の減少分につきまして耐用年数に応じて費用として認識するという事になっておまして、10 年における算定法になりますが、①ですが、有形固定資産については定率法、無形固定資産については定額法で落としているということです。これにつきましても既存分につきましては機械的に落ちていく、竣工分、新しいものにつきましては、その工事費等々を積み上げた最終的な工事費が額になっていって、その分の一定の償却費ということになります。これにつきましても、工事と同じような考え方で、契約方式の見直しでありますとか、一番下ですが、前回のご議論で、リプレースも含めて IPP 入札を行っていくべきではないか。仮に入札が行われなかった場合には、その費用を全額原価に入れるのではなくて、入札を行ったらどうだったかということを考えてもいいのではないかとご議論がございました。

20 ページ、若干細かい項目になってきますが、廃棄物の処理費でございますが、これにつきましては、火力であれば灰の処理費でありますとか、あるいは排水の処理でありますとか、そうした費用が入っております。以降よく出てくるのですが、算定方法としましては件名分、つまり大きな契約項目、額の大きなものにつきましては件名を積み上げて、それ以外のものにつきましては、これは実績値に大体発電電力量でありますとか、一定の見通しの指標を掛けまして、それから、物価水準等の指標を掛けまして算定しています。従って大きなものは積み上げで、それ以外のものはある意味実績を何らかの係数を掛けまして算定しているという形になっております。

消耗品も同じでございますが、潤滑油、その他諸々の図書費でありますとか、光熱費でありますとか、さまざまな雑消耗品費が入っております。これにつきましても大きなものは件名を挙げて、それ以外のものにつきましては実績を伸ばすという形になっていまして、経営・財務調査委員会の報告書では、図書費などにつきましては一般の需要家が等しく費用負担すべきかどうかということを検討すべきだということをご提言いただいております。

21 ページ、補償費ですが、これは契約、協定等に基づきまして補償を行う義務が発生するものについて費用化しております。例えば汚染負荷量賦課金のように、SOx を出す量に応じて賦課金を払うといったものですか、あるいはテレビの難視聴対策、送電線があるものですか、難視聴地域に対するアンテナ設置費用でありますとか、そうした補償分がここに含まれております。やや義務的な面があるのかもしれないと思っております。

22 ページですが、委託費、賃借料でございます。委託費の中にも運転委託費と、それ以外の雑委託費がございまして、特に雑委託費の中には、例えば業務システム化の費用でありますとか、あるいは警備、パトロールの費用でありますとか、そうした諸々が含まれております。これも件名の積み上げと実績を伸ばすという方法が取られております。

賃借料につきましても、事務所等の借地借家料、鉄塔等の道路の占用料、補償料、その他のリース料が含まれております。

23 ページに移らせていただきます。普及開発関係費。広報活動でありますとか、新規需要開拓、電気の使用合理化に要する費用として、テレビの放送費、PR 館・展示館の運営費等々が含まれております。これも大きなものは件名で、それ以外は実績ベースで伸ばしております。これにつきましては経営・財務調査委員会でも、こうしたオール電化の推進費でありますとか、広告宣伝費、寄付金、団体費は原価から外すべきではないか。それから、前回のご議論でも、例えば下から三つ目ですが、安全使用のための広告宣伝などは算入を認めてもいいけれども、営業費用につきましては十分な説明と理解が必要ではないか、あるいは支出先を公開すべきではないか、あるいは原価に算入しないといった考え方もあるのではないかと、そうしたご議論が前回されております。

24 ページですが、養成費、人材養成ということでありまして、研修費でございます。これにつきましても計算の方は同じでございます。

それから、研究費ですが、自社で行う研究、委託する研究、共同研究の分担金といったものを含まれております。10 年の算定方法がありますが、電力中央研究所への分担金がこういう形で、売上高の 2/1000 という形で決まっている。それ以外につきましては、件名分及びそれ以外は実績ベースで伸ばすということになっております。

これにつきましても、前回、外部から検証できるように仕分けられていないもの、井勘定のものは経費として認めないといった考え方があるのではないかとのご指摘がなされております。

それから、25 ページに諸費でございますが、通信運搬費、旅費以外に、例えば寄付金でありますとか、それから、雑費としまして、会議、諸会費、事業団体費、手数料、分担金、負担金等々が入っております。下の方に計算の方法が書いてあります。寄付金であれば、一般的な税法の限度額にプラスしまして、特定の指定法人に対する寄付金が計算される。それから、※で書いてい

ますが、交際費につきましては原則として原価には計上されていないということでございます。

これにつきましても、その費用として、原価の対象から外すべきではないかといったような経営・財務調査委員会のご議論でありますとか、前回のご議論で、地域特性が認められており、需要家に選択肢がないので原価に算入しないといった考え方があるのではないかとということをご指摘いただいております。

最後は、26 ページで、固定資産の除去費でございますが、設備を最終的に廃棄するといったときの費用でございまして、簿価を最終的に除却する除却損と、それから、廃棄するための工事費用であります除却費用、こうしたものがここに含まれております。

大変多数の項目がありまして、かつ、細かくて大変恐縮ですけれども、以上のような項目でございまして、先ほどの論点に従ってご議論いただければと考えております。以上です。

3. 自由討議

○安念座長

どうもありがとうございました。既にお話を伺っているだけでだいぶ満腹感が出てまいりましたが。

恐れ入りますが、12 ページを今一度お聞きいただきまして、一応具体的論点として1、2 とが設定されております。第1 論点が、料金原価として認めるべき費用の範囲ということで、これは要するにそもそも原価にカテゴリーがあるのです。認めるべきかどうか、もちろん既往の原価計算についてはそれなりの合理性があってやったことでしょうから、今の時点に立って、およそ原価として算入することを認めるべきではない、あるいはほとんど認めるべきではないといった費目があるかというのが第1 論点でございます。ただ、これは例えば減価償却とかそういう身動きの取れないものについて駄目だと言うことはできませんので、一部の費目ということになるかと思えます。

それから、第2 論点は、算入は認めざるを得ないだろうがただし、そのいわば掛け目と申しましようか、歴史的に認識されたものは全額というのではなくて、何かベンチマークを作ってここでやってねという議論が可能かという、これが第2 論点ということでございます。どっちみち第1 と第2 を往復しながらの議論になろうと思うのですが、一応二つ頭の中では分けていただいた上でご議論をいただきたいと存じます。

そこで、第1 論点からということになりますが、ここからは全くのフリーディスカッションでございますので、前回と同じようにご議論いただければと存じます。どうぞ、どなたからでも結構

でございますのでご発言ください。ではうなずいていらしたので、山内先生から口火を切っていただいて。

第1論点

○山内委員

これは認めるべきというのは、先ほどおっしゃったように、これは当然入るべきものというのはやって、例えば先ほどありましたように、14ページの中の左側で、しかもその中でどれが入るべきか、入らないべきかということだと思っております。だからかなり細かいですね。

○安念座長

それでいいです。

○山内委員

それは具体的にそれぞれ見ていってということになろうかと思えます。

それから、第1論点、第2論点という、このように範囲として含まれるかどうかということもありますし、それから、経営効率化あるいは努力もありますが、前回のご議論の中で情報公開みたいなお話もございまして、これは2番に含めるといえばそうかも分からないけれども、その辺は少し微妙なところということになろうかと思えます。取りあえずそういうことです。

○安念座長

おっしゃるとおりで、全部削減するのではなくて、全部公開とか、そういうやり方だってあり得るわけですから、何でもゼロイチの議論ということにはならないのではないかと私も前回のご議論で承っております。どうもありがとうございました。どうぞご自由にご議論ください。秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

この14ページの項目の左側の方で言いますと、恐らく議論の余地がないものももちろんたくさんございまして、直接それが使われて、それが使う方にメリットをすぐにもたらしているものは何ら議論の余地がないので、むしろ水準についてという論点2に移っていくのだと思えます。

議論の余地が出てくるものが、時間的な差が出るもの、今、費用が発生するのだけれども、メリットを享受するのは少し先になるというようなタイプのもの、それから、面的な差が出るもの、例えば発電所なりの現地で寄付金をしたものが、実は関東圏の方々が電力を使うのに役に立っているというものについて議論の余地があるのだらうかと私なりに整理をしております。ただ、あまり結論めいたことをいきなり言うのもあれなのですが、それが明らかに時間の差や面の差があっても支払う方に利益をもたらしているということであれば、それは水準は問われるにせよ、

残っていてもいいのではないかという気はしております。

一方で、完全に独占的なところについて、何らかの広告宣伝が行われるというタイプのものについては、それは企業がイメージを上げたりするためにやるものであって、排除するというのも考え得るのではないかと思います。ただ、無競争というのも、例えばよく指摘されるオール電化の広告宣伝も、例えばガス会社さんとの競争の中でやっているのだという話もあるのだと思いますし、そこはもう少し事実を見てみたいという気もしております。

一方で、広告宣伝ではなくて、啓蒙活動であるとか、情報公開であるというものは、今まで以上にもしかしたら費用が掛かってくるということになるのかもしれませんが。例えば需要を抑制するでありますとか、あるいは今までこのようにブラックボックスとは言わないまでも、かなり大まかに開示されていたものをもっと丁寧に開示していこうというときに掛かる費用といったものは、今後追加的に認めざるを得ないというものもあろうかと思っております。今、すべての答えを私も持っているわけではないのですが、そういう視点で考えていくつもりでおります。

○安念座長

ありがとうございます。はい、どうぞ大西委員。

○大西委員

私は12ページの論点につきまして、これは論点1で費用の範囲、カテゴリーの話、論点2で恐らく量的な側面という分け方だと思うのですが、私自身の理解はちょっと違う分け方が妥当なのかなと個人的には思っています。まず、14ページの左側が費目だとすると、多分この費目で全く認められないものは恐らくないような気もして、例えばオール電化の広告費というのは、それは例えば普及開発関係費、もしくは広告宣伝費のうち支出先がある意味オール電化に関連するという、ある意味では費目のジャンルの中の特定の支出ということで、これを費目というのか、それとも量の議論なのかというのはちょっと整理した方がいいのかなと思っています。14ページの中で全くこれは最初から認められないというものはないのかなと。

そうすると、むしろある議論というのは、ある意味では支出先の対象、もしくは性質が妥当でない、もしくは適切性を欠くようなもの、もしくは量的に明らかに過剰といえるものという、こういう各費目を調査して、ヒアリングして、実質的に調査をした上での適正な原価と、それから、論点2というのは、これは同業他社との比較なので、ある意味では形式的な審査。私などはその両方をやって、より低い方を原価として認めると、例えばそのような考え方もあるのかなと思っております。この整理が良くないということを申し上げているのではなくて、個人的にはそんな整理をさせていただいているところでございます。

○安念座長

ありがとうございます。はい、どうぞ永田委員。

○永田委員

もう一つのポイントとして、前回のご議論の中で規制部門と自由化部門、自由化部門についてはある意味ではリスクを取るわけですから、その部分のコストは料金原価に転嫁してもいいのではないかと、一方で、規制部門については、地域独占ということで、ある意味ではその原価をすべての料金原価に入れることはいかなるものか、多分そういった議論もあったかと記憶しております。その中で、これは実務的にどうも困難を極めるそうなのですが、本来だったら営業費等の各費目を自由部門もしくは規制部門の入り口のところで分けられないのかという素朴な疑問が私にはあります。もちろん最終的に、今回電力の場合は部門別に費用を直課できるものとか、配賦できるもの、最終的に託送料金を計算するために、送電関係の費用とそうでない費用を分けて原価計算されるわけですが、最後において若干自由化部門と規制部門に分けて料金原価が算定されると。しかしながら、本来入り口のところで費目として、明らかにこれは自由部門とか規制部門であれば、そこで1回利用者の方、もしくは国民の皆さまが明らかにおかしいのではないかみたいなものがあれば、そこを入り口で分けるということも現実的にあるのかどうかも含めて、実際実務事業を実際に担当されている方に確認してみたいなと思っております。

○安念座長

しかし、出口のところで配賦できるなら、入り口でもできるということですよ。

○永田委員

難しい問題もあると聞いております。

○安念座長

はい、分かりました。八田先生、どうぞ。

○八田委員

電力自由化後の電力料金の基本は縦横十文字です。まず表を上下に分けて上を発電部門、下を送電部門とします。次に同じ表を左右に分けて、左は自由化部門、右は家庭などの規制部門とします。そうすると、下の送電部門はどっちみち規制するので、左上の自由化部門の発電料金だけが全く規制されずに決まります。ただし右上の家庭の規制料金のレートベースになる kWh あたり発電費用は、自由化部門と均等にし、規制料金のレートベースに自由化部門でのコスト削減がきちんと反映されるようにするというのが原則だったわけです。

しかし、今回、経営・財務調査委員会や永田委員のご指摘のように、自由化部門の発電の費用項目の中には、規制部門の発電の費用項目に最初から入れるべきではないものもあったと考えられるようになりました。例えば、広告費とか寄付金というものです。

私は前回、これらの項目の中から、明らかに規制部門の費用に入れるべきではないものを除いた上で、その他の費用については、情報公開することで節度を与えたらどうかということを上申しました。しかしその後、規制部門での広告費や寄付金はむしろ原則的には認めないことにして、例外に対しては、情報公開するだけでなく、特別な許可を得てやるようにすべきではないかと考えるようになりました。これらの費用項目に関しては自由化部門と規制部門で非対称にするわけです。ただし、ほかの費用項目に関しては、自由化部門で節約した費用が全て規制部門の費用に反映するようにすべきだと思っています。

○安念座長

なるほど。はい、ありがとうございます。どうぞ松村委員。

○松村委員

まず、論点が二つに分かれていて、入れるべきコストなのかどうかという話と、それから、仮に入れるとすれば水準の話だということこの二つの論点があるということ自体は維持すべきだと思います。14ページに出てきたような項目で丸ごと切れるようなものはないという話と僕は本質的に違う話だと思います。ここにもものすごく大きくくりに出ているから、これを全部削るとするのはナンセンスだというのは確かにそうなのですが、それを細分化して、こういうタイプのものは削るべきだ、入れるべきでないという話と、入れてもいいけれど水準の問題だよという話はやはり全く別にあると思うのです。広告費全部だとか、およそ営業経費全部を削るというのではないにしても、オール電化関係を削るということであれば、そういうたぐいの議論はちゃんとできるわけですから、二つの議論はちゃんと区別すべきだと思います。

私はオール電化関係のコストはすべて入れるべきではないと思っています。例えばオール電化に関してはオール電化割引という格好で、オール電化を利用する人の割引が可能になっています。これはひょっとしたらまさにガスと競争しているからというような側面なのかもしれないですが、一応形としてはオール電化の需要家によって全体として効率性が上がり、その結果としてコストが上がる部分を還元しますという形になっているわけです。そうすると、広告を経費に乘せられるのであれば、オール電化と全く関係ない人にも選択の余地もなく押し付けているということなのに、オール電化割引という形であれば、それが本当に全体の効率に資するのであれば、それを選んだ人が選択的に享受できるということですから、よっぽどそちらの方が自然です。オール電化営業をやって、その営業費用をオール電化に全く何の関心もなく、しかも一般電気事業者から普通に電気を買うしか選択のない人に押し付けるということがおかしいのではないかと、こういう議論が基だと思うので、間接的にガスと競争している、石油と競争しているという論点とは違うのではないかと、消費者が選択できないということが一義なのではないかと、だから、ガスと競争

しているのだから一定のコストは入れてもいいとか、そういう議論をするのはそもそも根本的におかしいと私は思います。

ただ、それだとイコールフットイングにならないではないか、ガスの方は全部コストに入れられるのに電気の方が入れられないのはおかしいではないか、そういう議論をするならまだ理解できるのですが、それは当然電気の方が終わった後でまた議論するというところにきつとなるのだと思うのですが、しかし、そうでないのであれば、私は基本的にオール電化の営業経費だとか、広告宣伝費だとかというものは入れるべきではないと思います。

それから、研究開発についてもここに出ているとおりで、井勘定で出しているようなもの部認めるべきではない。研究開発は一切駄目だなどと言ったら国民に負担を掛けることはもう明らかですから、そういう愚かなことはしてはいけないと思うのですが、研究開発なのかそうでないのか性格がはっきり分からないものに関しては、性格を明らかにすることがそもそも一般電気事業者の方でできたのにやらなかったというものについては、全面的に認めるべきではないと思っています。

それから、この委員会の報告でも出てきたような電事連に出しているお金のようなたぐいのも入れるべきではない。このような入れるべきではないようなコストは相当たくさんあり、細かい費目を見ていきながらきちんと判定していくことが重要だと思います。以上です。

○安念座長

ありがとうございます。では山内先生、どうぞ。

○山内委員

基本的に今、松村さんが言ったことと同じなのですが、入れるべきもの、入れるべきでないもの、それはこの費目のメッシュではちょっと違うのだろうと思います。

ただ、細かい点で言うと、具体的な例で言うと、今のオール電化の話は、確かに競争しているからというだけで入れるのはおかしいのですが、どんな場合でも広告にはマーケットに情報を出すという役割があるので、そういう意味でこの分野の人たちが情報の提供のコストを持つというのは、私はある程度合理的かなという面もあると思います。おっしゃるように、確かにそれによって効率化がなされるとかうんぬんの話の方が重要だと思いますが、ガスの広告宣伝費との対比で言うと、恐らくこれは直接的にはガスとの競争ということにはなるのでしょうけれども、もっと違った意味でマーケット全体に情報を出すためのコストを負担するという意味はあるような気はします。ただ、それも具体的にどういうものなのかということを議論するといえますか、詰めないと結論は出ない問題だと思います。おっしゃったように、選択的にこれは入れるべきではないのだというのはあると思っています。

○安念座長

ありがとうございます。ご議論が一巡したところで、私なりに承ったことは、例えば燃料費とか、修繕費とか、雑給とか、そういう大きい費目、予算の分類のカテゴリーだったら款・項・目・節がありますが、その款のような大分類全部を削れとか、そんな話はどっちみちあり得ないというのは、今、ご議論いただいたとおりで、いわば款・項・目・節の節のあたりからさらに細節のところでもうやく個別的な費目が上がってきて、「これはいくらなんでも」というのがあり得るといふことではなかったかと思います。

それから、費用として認めるべきかどうかというのは、企業会計の考え方とは違って、費用と利益が照応しているかという話ではなくて、費用と全ユーザーの利益とが照応しているかどうかの問題なのです。つまりこの支出は一部のユーザーにしか利益を与えない、大部分のユーザーには与えないといったものも原価として反映させてよろしいのかといった論点をご指摘いただいたのではないかという気がいたします。特にその場合、規制部門と自由化部門との分類ができるならばこれは大変重要であるというご指摘もいただいたのではないのでしょうか。いずれにしても、細かい支出を見なければ分からないことであって、例えば広告宣伝費も全部が駄目だという方はいらっしゃらないのだが、例えばオール電化のものどうでしょうと、あるいは事業者団体へのいわば井での分担金のようなものはどうでしょうといったご議論があったと認識をいたしました。以上は、生徒である私が認識したというだけです。どうぞ、山内先生。

○山内委員

そういう意味で言うと、例えば燃料とか、修繕もそうなのですが、そういったところをいかに効率化するかという方が全体としては効いてくるということです。

○安念座長

それはもちろんです。

○山内委員

だから、先ほどの二つの論点の2番目の論点も決して軽視はできないということだと思っております。ある意味では、今、議論になったような、入れるか入れないかというのは象徴的な議論です。それも重要だと思いますよ。事業者はどのように企業行動をしていくかという面で、それを律するという意味で重要だと思いますが、やはり全体を見た方がいいのかなと思います。

○安念座長

おっしゃるとおりです。どうぞ八田先生。

○八田委員

寄付金と広告費を原則的に認めないことは、金額とは関係なく、大変重要なことだと思います。

例えば原発の立地点で地元がどんどん寄付金を要求する。それに対して、電力会社は料金を上げればいいから、どんどん応じてきたわけです。しかし寄付金の費用算入ができなければそのようなことはなくなります。それから、これは散々言われていることですが、メディアは、広告費をもらうことで電力会社に依存し、原発批判ができなくなってきました。寄付金や広告費は、結局は原子力推進に活用されるわけですが、額が全体と比べたる微々たるものであるといっても、受け取る当事者にとっては大変なものです。これは特段な理由がない限り、許すべきことではないと思います。

○松村委員

私も広告宣伝費は全般的に認めるべきではないというか、例外的なものを認めるべきだと思っています。情報発信機能についてはかなり疑問を持っているのですが、ホームページで、オール電化の約款がこうなっています、とってもお得ですよとやるとか、あるいは電気予報をホームページで流しますよと、今こんなにタイトなので節電をお願いしますと、こういうたぐいのものを広告宣伝と呼ばないと思いますが、もし広告宣伝というならば当然入れるべきだとは思いますが、しかし、今でも例えばエコキュートの売り込みは関東の円内でも関西でも起こっているわけです。これはもちろん電力事業者がやっているのではありません。小売店というか、代理店がやっているわけです。そういうところがお得ですよというようなところはまさにそういう市場メカニズムで、それぞれの代理店なり、販売業者なりがやればいいことであって、何で一般電気事業者がやって、そのコストを一般の電気代に上乗せしなければいけないのかというのは分かりません。情報発信機能に関して、全くないとは言いませんが、私はそういう名前でオール電化営業の費用を正当化してしまうという発想は根本的におかしいのではないかと考えています。以上です。

○安念座長

売ればメーカーの利益になるのでしょうか、そういう話ですよ。ごもっともだと思います。はい、どうぞ大西委員。

○大西委員

趣旨としては松村委員と全く同じでして、オール電化が悪いという議論だけだと、多分それは東京電力の話だけの議論になってしまうので、むしろ広告宣伝の中で何が良くて、何がいけないということをここで議論すべきなのかなと。あるとすると、やはり需要家の安全性だとか、公益的なものについての周知、先ほどの使い方とか、こういう範囲は認められますけども、それ以外のある意味では売りに結び付くような行為、宣伝というのは認められないという意味では、認める部分が小さいのかもしれませんが、そのようなくくり方なのかなと考えております。

○安念座長

どうぞ永田委員。

○永田委員

私は、今回、供給約款の先ほどの勘定科目ですね、人件費だとか、給与だとか、例えばこの細目の資料を読みながらちょっとあれっと思ったのは、先ほど例えば広告宣伝費は確かにそういう意味では既存の恩恵を受けていない利用者にとっては負担するのはいかなものかという感覚もあるでしょうけれども、それとの比較考量に、例えば養成費があります。養成費は研修施設運営費というものがありまして、研修施設の運営に関する費用を整理すると。私の感覚では、こういったものはどちらかというと企業の利益で負担すべきものではないかと。これを料金原価に負担させるというのは、消費者からすると何となく違和感がある。事業会社の感覚で言うと、やはりこれは自社の例えば社員の方を教育すると、確かにこれは非常に重要なことであるけれども、これが売り上げとか将来の収益に直接関係するとはにわかに利用者としては考えにくい。従って、逆説的に言うと、広告宣伝費の方はまだ将来の利益なりマーケットを広げるための間接的な効果があるのではないかという意味で言うと、比較考量の上で納得感はまだあるような費用ではないかという感覚はしております。

○安念座長

どうぞ、松村先生。

○松村委員

しつこく広告にこだわって申し訳ないのですが、おまえ、何でそんな小さなことを言うのだと言われるかもしれないのですが、例えば省エネだとかそういうたぐいのものは個々の企業のイメージCMなどとは全然違うではないか、それはよく分かるのですが、なぜそれを一般電気事業者任せなければならないのか。そういうたぐいの重要なものなら、本来なら例えば電気の使用に対して0.0001%ぐらいのわずかなものでも税金をかけて、その収入で公共セクターがやるというのが本来の筋ではないか。事業会社に余裕があるときには省エネのCMだとか、節電のCMだとかいっぱい流すのだけれども、事業会社が収益で厳しくなっている、コストで厳しくなっているときにはやめるとか、やはりそれは根本的におかしいのではないか。そういうことをやるのは本当に必要なときにやるべきなのであって、もし本当にそういうCMがものすごく重要だということなら別のスキームを考えるというのが筋なのではないかと思います。

ただ、もちろん全くないというわけではなくて、例えば関西電力の管内で取り付けたメーターがあったのだけれども、これがミスで火を噴きますということがあったとして、電気の使用を少し抑えてもらわないととても危険ですということを緊急に告知するというときのCM、ガス会社だとそういうたぐいのものは結構あるのだと思うのですが、こういうものは確かに公共的な目的の

ため、安全性のため、そういう限定的なものは確かにあるとは思いますが、多くの方がイメージするほど大きなものではないのではないかと思います。

○安念座長

なるほど。

○松村委員

それから、2点目、先ほど燃料費だとか、修繕費だとか、減価償却費だとかというのははるかに額が大きいわけです。今、議論しているようなものは額としては非常に小さなものだというのはよく分かりますが、例えば燃料費はどんなに頑張ったって、調達の仕方をどんなに工夫したってLNGの輸入価格を半分にするなんて絶対無理です。だから、確かに額は大きいんだけど、削れる割合はものすごく小さいわけですから、額がすごく大きいこっちの方が重要だと、それを強調するのは確かに重要なことですが、削れる割合は相対的に小さいのだということまでちゃんと考えれば、決して広告宣伝費だとか、営業経費だとかというのは小さな額ではないと私は思います。そちらばかり議論して、調達の効率性がおろそかになるということはやってはいけないことだと思いますが、こちらの額に比べて軽微な額だからという発想もあまり賛成しかねます。

○安念座長

これは一つはフィロソフィーの問題なので、額がどうあれ、どっちみち議論しなければいけないのです。特にこの費用は、先ほど申しましたように、利益に照応しているから費用として認めていいという話ではなくて、消費者に、一般に利益が及ぶから初めて費用として認めていいかどうかという、諸先生のお話を伺っているとどうもそういうことのような気がすると思いました。確かに一部の人しか、あるいはほとんど誰も利益をユーザーは受けないのになぜ電力会社が負担するのかというのは、これは確かに正当化できないというのは私もそのとおりだと思います。それから、燃料費などはやってみないと分かりませんよ。結構切り代があったりして、分からないので、結構期待しているのです。山内先生は、別に額が小さいからおろそかにしていいなんておっしゃっているわけではないですよ。どうぞ。

○山内委員

答えないといけない立場に来たなと思って。

○安念座長

いやいや、そういうことではない。

○山内委員

今おっしゃるとおりで、今ここでどれだけ削れるかの話はしても、データも何もないしあれなのですが。ただ、先ほど申し上げたのは、額が大きいものは1%も削ればかなりのものだとそれ

だけの話で、額が小さいからおろそかにしていいとか、そういう問題ではないというのはおっしゃるとおりです。ただ、1点内容で確認したいのは、例えばピークカットをしてくださいとか、そういう宣伝も総括原価に算定されるべきではないのか、松村先生の先ほどの話だと、それはもっと公的な支出でやるべきだという意見ですか。

○安念座長

どうでしょうか、別に松村先生だけでなくでもいいのです。私は結構重要な論点ではないかという気がするのですが。

○山内委員

要するに申し上げたいのは、先ほどの何か広告に支出することによって、その利益が全体に均霑されるようなものであればいいのかなと思うのですが、ただ、おっしゃるように、それは収益状況によって左右されてはいけないのかもしれないので、その意味ではもっと公的な形があるかも分からないけれども、私自身は効率化に向くようなものであれば、それは全員の負担というのにはあり得るのかなと思います。

○安念座長

どんなものでしょうか、どなたでも、はい、松村先生。

○松村委員

私自身の考えは、先ほど申し上げたのは、ピークカットが一般論として非常に重要です、ピークカットをすると全体としてコストの効率が上がりますね、従って、ピークカットを進めていきましょうと、こういうたぐいのものなら、個々の電力事業者が懐具合に合わせてやるのではなく、やはり公的なセクターがちゃんとやるべきことなのではないかと思います。しかし、例えば今、東京電力の管内だけでピークカットは、急に電源を失ったということですからごく突出して重要になっている。こういうときに緊急的にやるようなものまでそういう対応をすべきかということは別の問題だと思っているので、先ほども言いましたが、その地域だけに特有の、しかも緊急に起こったような問題まで、すべからく駄目というのはおかしいという例を挙げたつもりだったのですが、そういう限定的なものを認めるというのは十分あると思いますが、私はそっちは例外なのではないかと思っています。

○安念座長

なるほど。ほかにいかがですか。

○枝野大臣

ちょっと質問していいですか。

○安念座長

どうぞ、大臣。

○枝野大臣

すみません、今の議論の流れの中で、そうすると、そのときに例えばPR館とか、展示館とか、それから、原発の見学会とか、これはどちらに入るという整理をしたらいいのかというのを教えていただきたい。つまりすべてにかかわるといような気もしないでもないけれども、今の松村先生の感覚からすれば、こんなものは公的にやるならやれという話でもあるのかなと、ちょっとそこを議論いただけるとありがたいなと思います。

○安念座長

ありますよね。そういう施設とかイベントとか。いかがなものでしょう。どなたでも。しつこく議論しましょうよ。

○松村委員

僕はPR館というのはいろいろな要素が入っていると思っています。一つは、原発に関する理解を深めるためという意図でできっと今までやってきたのでしょうか。そうすると、ある意味で広告の側面にすごく近いのかもしれない。一方で、地元の雇用対策というやつもやってたという側面、あまりこういうところで大きな声では言えないのかもしれませんが、そういうことだとすると、ある意味で寄付金にかなり性格としては近いようなものもあるかもしれないということで、このPR館という名前からすれば広告宣伝だけに見えるのですが、寄付金のような側面も含んでおり、ここを全体としてどう考えるのか。先ほどの論点だと、寄付金のところは僕は全く言わなかったわけですが、これを入れるかどうかということと一緒に議論するような性質のものではないか。それから、個人的には、地元対策というものも、そういう施設を受け入れてくださっているわけですから、一定の対策をという発想は分かるのですが、そういう不透明なというか間接的な形ではなく、もっと直接的にきちんと compensate して、その部分をきちんとコストとして認識し、それで効率的な電源ミックスを考えていくというのが長期的には筋なのではないかと思いますが、その議論はこの場でやるべきことではないと思いますので、これでやめます。

○安念座長

ほかはいかがでしょう。確かに地元対策という色彩が強いものがほかの業態に比べれば大きいですね。明らかにそうだと思います。どうぞ、山内先生。

○山内委員

今の松村さんと同じような意見なのですが、やはりかなり大きいです。ただ、必要とされるものはあると思うのです。だけれども、今の電力の料金とか、あるいは税金も含めて言うのですが、それを見るとかなり複雑な形で地元対策がなされていて、おっしゃるように情報が錯綜している

というか、透明性がないという問題があります。いろいろなところでいろいろな税金で取られていたり、あるいはこういう支出になっていたりする、それは明らかにしなければいけないと思います。ただ、私は引き受けていただく、それは原発だけの話ではなくて火力発電も含めて、地元対策はある程度必要だと思うし、それを皆さんで負担するというのはあり得る話ではないかと思っています。

○安念座長

どうぞ大西委員。

○大西委員

PR館は私も確かかつて行ったことはあるのですが、多分そういう公益的な電気のあれだけではなくて、その中にオール電化っぽいようなお話とか、そういう宣伝のものもあるので、これはもしオール電化が駄目というのであれば、一律OKという議論でもないのかなど。ある意味こういうものは座長がおっしゃられるように、ユーザーに負担させるのが妥当かどうかですが、やはりこれがなければ電気事業が営めないというものでもないといえませんが、どうなのですかね。もしくは多くの需要家が望むものというような、そのいずれかにヒットしない限りは、やはり明確に遮断をしないと多分なかなか微妙な場合がかなり多いのかなという気はしております。

○安念座長

私もちょっとしつこくて申し訳ないのですが、広告宣伝費が何となく寄付金っぽい性格もあるのではないかという誠にごもっともなご指摘をいただきましたので、少し時間を取って、寄付金とか、団体関係の分担金というのでしょうか、そのようなものについてはどのように頭を整理すればよいのかちょっとご議論をいただければと思うのです。既に議論していただいておりますが、例えば電中研、電事連への支出も、全体から見れば小さいといえれば小さいのですが、絶対額では、そう小さいわけでもないですよ。それから、寄付金も、もちろん地元のお祭りの寄付に1万円、2万円を出すのに、目くじらを立てることはないだろうけれども、やはり原発系となるとそれは大きいということもありますので、ちょっとご議論をいただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○八田委員

言うまでもないことですが、自由化部門ではもちろん自由に寄付もしたらいいし、団体への加盟費も払ったらいいと思います。それは一般企業と全く同じことです。ただし、規制部門は、独占権を与えられていることの代償として規制されているわけですから、これは規制が厳しくていいのではないかと。

それから、将来仮に発送電分離したとしても、送電線には壮大な規制をし続けなければならま

せん。発送電分離したから、寄付でも何でもしてもいいよということにしていると大変なことになると思うのです。少なくとも今までの経験では、広告費だとか寄付金だとかがかなり政治的な目的で使われてきたし、電力会社の人もうれしくない寄付金の要求にやむを得ず応じてきたという状況を作ってきました。寄付は、完全に自由化部門だけでやることに決まれば、電力会社は寄付を軽々とは引き受けなくなると思います。だから、ちょっと厳しめに見えるぐらいの決まりにしておいた方が、規制分野に関してはいいのではないかと思います。

○安念座長

ほかにいかがでしょうか。大体のところは今の八田先生に総括していただいたような方向性でしょうか。100%駄目とは言わないが、相当厳し目にするのだぞという、別に今日結論を出す必要はないのですが、そういう方向性だというふうに認識しましたが、大体そんなところでよろしいでしょうか。

それでは、戻っていただいても構いませんので、今度は丸ごと駄目よというわけにはいかないけれども、どのぐらい削る努力をするかという論点2の方でございますが、これはそれこそ井で議論するわけにもまいりませんので細かくなってしまうのですが、費目ごとにご議論いただきましょうか。となると、まず人件費からということになって、その人件費も、まさか給料をこれだけにしろと絶対値で決め付けるわけにはいきませんので、何かレファレンスというか、ベンチマークを定めて、こういう方向でという議論になるのではないかと想像しているのですが、どんなものでございましょうか。どうぞ、これもどなたからでも。大臣から。

第2論点

人件費

○枝野大臣

どこまで口を出していいのか、口出さないで、できるだけ質問にしようと思っているのですが、念のため確認のために、人件費のうち検針費とか集金費などは規制部門のところだというのは明確なのですが、役員給与とか、普通の事務方の職員の給与というのは、規制部門と自由化部門とで役員は両方やっているわけでしょうし、これはどういう整理をして原価にしているのかという説明は誰か事務方はできますか。

○片岡課長

当然総括原価でございますので、いったん費用として積み上げた上で、火力でありますとか、水力でありますとか、原子力でありますとか、そういう形でそれぞれに働いている方々の給与を割り振っていくというのが基本でありまして、その上でさらに大口部門と小口部門に分けていく。

その上で、例えば社長の給料のようにどこにも割り振れない、つまり原子力とか水力とか送電という形で割り振れない方々については、これは今、申し上げた原子力や水力のたぐいに配分といますか、例えばその発電電力量でありますとか、あるいはスペースでありますとか、いろいろな指標で割り振った上でまず部門に分ける。部門に分けた上で大口と小口、つまり自由化部門と規制部門に分けていく、そういうやり方になっております。従って、逆に申しますと、大口だけの費用はこの電気料金制度においては基本的にはなくて、大口だけで費用を面倒見るということであれば、それは基本的には原価からまずは外すということになります。

○安念座長

結局は、間接部門の費用の一般的な配賦の仕方をやっているということですね。要するに分らない糸目は付けられないということですよ。いかがでしょうか。人件費はどう考えたらよろしいでしょうか。これは小さくないですよ。

○枝野大臣

ではすみません、論点提起で。本当に率直に私が問題意識を持っていますのは、自由化部門はともかくとして、少なくとも今のシステムならば必ず利益が出て絶対に倒産はしないと。どんなに立派な重要な仕事をされているとしても、例えば公務員の皆さんはまさに公務員としての一定の枠の中での人件費が設定されていて、では絶対つぶれなくて必ず利益が上がる会社の仕事をされている方が、それと全然違う基準で給料が設定されて、少なくとも原価に入れていいのか。当然民間企業の形式を取っていますから、労使協議で実際の給料は決まっていますので、原価に入れていいのかというのはかなり問題意識を私は強く持っていて、原価に入れるところは、まさにほかの競争のない、必ず倒産しない、そういう分野、つまり公的セクターと横並び、あるいは横にらみをする必要があるのではないかという問題意識を持っているのですが、こういった視点はどうかかなということをご議論いただければありがたいと思います。

○安念座長

いかがでしょう。はい、どうぞ永田委員。

○永田委員

今の大臣のご指摘でございますけども、確かに規制部門である意味で安定的な公務員的な色彩がある一方で、上場会社という、非常にここが難しい部分があるかと私は個人的には思っています。要は上場企業であるという前提で入ってこられて、なおかつ、ある意味ではリクルートのマーケットの中でいい人材を確保しようとしているというところとの整合性をどう付けるのか。従って、私の感覚でいうと、それだったら上場しないで、まさしく公的企業としてやる中で給料は自然と一般の公務員の方と同じような給料になっていくのではないかという感覚を持っています。

○安念座長

なるほど。松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず、大臣のご指摘の点が非常に重要だと思うのですが、私たちは給与の水準に介入しようとしているのではなく、原価に算定する部分のことだけを言っているのです。従って、何々電力がこれだけ給与を払っているのはけしからんなどとは決して言わないし、それは上場企業なのだから経営判断で決めてもいいだろうし、協定で決まっているものを今から急に下げるということも現実的ではないのかもしれないしということはあるのかもしれないのですが、原価にどれだけ入れてもいいかという話をしているのだということは理解する必要があると思います。私たちは決して命令して、公務員と同じ給与にせよとか、人事院勧告に合わせて給与改定せよとか、そういうことを言っているのではないので、あくまで原価の話なのです。

それから、公務員準拠という発想は、僕はニアリーイコールで、全産業平均ぐらいにするとニアリーイコールなのかなと思っています。上場企業なのだから上場企業平均という発想は、これは上場企業のすべてがリスクを取っていない企業ではないと思うので、その意味で比較対象としてむしろ本当に適正かなというのは私は若干疑問に思っています。しかし、いずれにせよ、確かに上場企業であるわけですし、民間企業であるわけですから、給与をこうせよというのではなく、あくまで規制分野でのところでの原価の算定だけです。人件費のかなりの部分はキロワットアワーベースで配賦されていると思いますから、6割以上のところは自由化部門のところのわけですよ。自由化部門のところでは非常に高いパフォーマンスを上げた結果として給料が高くなっているというのは、決して文句を言うものではないと理解しています。

○安念座長

これは理論的な整理ははっきりしていて、われわれが議論しているのは原価への算入分だけである。給料の絶対値の水準は労使交渉で決めてもらえばいいので、原価から飛び抜けたところは利益処分としてやってね、ということのはっきりしています。それと、自由化部門ではどのように決めようと勝手ですし、これもまた明らかな話です。問題は規制部門の原価算入分のベンチマークは何かという、結局そういう話だろうという気がします。全産業平均というのはどうなのですか。公務員は全産業平均より高いのでしょうか。

○片岡課長

そうですね。言っているのは、確か50人以上の企業になっているので多少高いです。

○安念座長

今、東電さん、固有名詞を出してなんですけど、25%とか20%とかのディープカットをやってお

られるわけですが、ああなるとどうなのですか。上場企業平均を下回ってしまっているのですか。そうなのですか。どうぞ大西委員。

○大西委員

大企業、もしくは上場企業平均は下回っていますが、全産業平均よりは上です。

○安念座長

どうでしょうか。具体的に査定するという立場に仮に立ったとして、どこら辺を原価算入限界点と考えればよろしいかと聞かれたらどう答えればいいですか。結局は何かのマクロ指標を引っ張ってくる以外方法はないわけでしょう。何がいいですか。どうぞ秋池委員。

○秋池委員

上場企業ではない切り口として大企業平均もあると思います。大企業の数百社の平均ですとか、そういったものは一つの参考になりえます。そこには上場企業もあれば、非上場企業も含まれています。やはり全産業と言いますと相当各種のものが入ってまいりますので。もちろん原価に何を算入するかということと人件費の水準をどうするのか、人材市場でどれだけの競争力を持たせるのかというのは別の話だというのはよく理解しながらも、原価に算入する水準があまりに低くなると、大きな自己負担が企業としても継続できないでしょう。やはり今後も原発の安定的な運営なども含めて一定の優れた人材が電力会社で働くということは必要なことですので、そういった視点でいえば大企業平均は一つあり得るのかと思います。

○安念座長

大企業平均というお考えが出ましたね。なるほど。ほかにいかがでしょうか。別にベンチマークも何段構えかであっても構わないと思います。これだけが唯一の正しいベンチマークだというのは多分ないわけですから。何かご提案はございませんか。八田先生、どうぞ。

○八田委員

これだけが正しいという規準はないと思います。また将来にわたってやればいいのかから、あまり突然すべての電力会社のレートを変えする必要はない。大企業とか、先ほどの50人以上とか、そういうところでいいのではないかと私は思います。ただし、地域ごとの物価水準の調整は当然あるべきだろうと思います。

○安念座長

ええ、それはそうですね。

○八田委員

それから、例えば大卒の割合などで調整するというのも当然だろうと思います。○安念座長それは当然でしょうね。では人経費は一応これぐらいにしましょうか。

燃料費。私はこのご議論を今日は非常に楽しみにしてきましたのですが、燃料の調達というのは、各社さんはそもそもどのようにやっているのですか。

燃料費

○枝野大臣

これは役所の方が詳しいのではないか。

○安念座長

お詳しい？

○片岡課長

それは種別によって違いますが、例えばLNGであれば長期契約が主になっています。しかも、長期契約が幾つも重なり合うといいますか、銘柄といいますか、輸入する場所からも違いますし、そういう形になっています。石油であれば石油会社と共同で調達するという形になっていまして、いずれにしましても、個々にそれぞれ契約があると思っていただければいいと思います。しかもその年限がそれぞれ長さも違いますので、ある期間で切れたり、また新しいものになったりということになっております。

○安念座長

長期で大体どれくらいですか。

○片岡課長

LNGであれば10年以上で、20年というものもありますし、開発から始めると相当長いことになっています。

○安念座長

どっちみち既契約分についてはもう動かしようがないわけだから、今後の話ということにはなるのでしょうか、どうでしょうか。これはボリュームとしては非常に大きいわけですよ。何かこういう考え方がよろしいのではないかというようなお考えはございませんか。どうぞ大西委員。

○大西委員

ここはタスクフォースの中ではかなり議論したのですが、ただ、先ほどの片岡課長のおっしゃられるとおり、10年間で見ても長期契約が終わるものはあまりないもので、具体的な議論はなかったのです。大事なのは他電力もしくはガス会社も含めた何らかの形のオールジャパンでどう共同調達をするかという議論をしていかないとなかなか難しいのではないかと議論が大勢でした。それと、LNGの単価の決定指標は確か原油か何かでやられているので、それが意味 LNG

の相場とちょっと乖離しているということで不利な売買を強いられているというところもあったものですから、やはり1社1社でやれることは非常に限界があるので、その辺のある意味では政策的な形での対応は十分ここについては必要なのかなという印象を持ちました。

○安念座長

どうぞ永田委員。

○永田委員

燃料費にかかわらず、一般的に調達部門がコスト削減努力、結果がなかなか伴わない原因として幾つかあると思うのですが、例えばその部門自体が聖域化して、専門家になってしまって、ある意味では他者の目が入っていかないとか、もう一つはコスト削減のインセンティブが働かないというところもあるかと思います。従って、大西委員のご指摘の共同購入をする、では共同購入に参加する方たちのインセンティブも一方で加えていただかないと、なかなか全体として一緒に協力して下げましょうというインセンティブは働かないのではないかと。その辺がポイントの一つかなと考えております。

○安念座長

全くそのとおりで、総括原価主義というのは、そもそもコストカッティングのインセンティブは初めからないのですから。それは燃料費だけでないのはおっしゃるとおりですね。だから、安くしようというベヘビアを引き起こすようなインセンティブを考えなくてはいけないというのは全くそのとおりです。どうぞ八田先生。

○八田委員

確かに送電部門の料金は完全に規制されていますが、自由化部門で燃料費が競争の結果下がると、それが規制部門にも反映するというのが建前です。それを期待して今の体制ができました。したがって、燃料費が上がったときに規制料金も自動的に上げる仕組みは、燃料の調達費用自体は自由化部門での競争で決まっているはずだという前提に基づいています。

ところが、競争があるべきところで競争があまり起きていないために、燃料調達費用の上昇が抑えられていない可能性があります。そこが大問題です。競争相手の新規参入者と丁々発止の戦いをいつもするような仕組みにすることが、規制部門の燃料低下をもたらすのが基本です。

○安念座長

どうぞ松村先生。

○松村委員

この文脈だけでなく、いろいろな文脈でオールジャパンで買うということをするれば、交渉力がついて安くできるのではないかと議論、それはものすごく期待はしているのですが、本当に

うまくいくかどうかというのはちょっと僕は疑問に思っています。これはむしろちゃんと事実を調べるということをすればいいのではないかと、小さなガス会社が分かれている日本のガス会社に比べて、韓国のように一括して調達するところは安く買えているのかどうかとか、そういうことはちゃんと調べれば事実として分かるはずで、一定の知見が得られるのではないかと思います。

それで、今の制度のままでオールジャパンでやるととてつもなくまずい点が1点あるのです。今は燃料費調整制度は、自社の購入するものが高くなると自動的に転嫁してくれるということではなく、オールジャパンの平均的な価格の変動を自動転嫁するだけなので、自社が他社に比べて高く買ってしまったら転嫁率が落ちるといって、一応そこでインセンティブらしきものが、十分だとは到底思えないのですが、少しだけ一応あるのです。これはもしオールジャパンにしたら、当然オールジャパンの輸入価格は全体の平均価格ですから、他社に買い負けて自社の非常に不利になるとか、危機になるとかという構造は丸ごとなくなってしまうので。

○安念座長

そうそう、みんなフリーライドすることになってしまう。

○松村委員

もしそうなったとすれば、例えば韓国に比べて買い負けていないのか、台湾に比べて買い負けていないのか、中国に比べて買い負けていないのか、ヨーロッパやアメリカだと LNG という形で輸入していないので単純な比較は難しいということはあるかもしれないのですが、これらのアジア諸国との間でちゃんと比べて、日本は買い負けていないかどうかということを経営しながら、ある種ヤードスティック的に、それは国内の会社だけではなくて、調達に関してはアジア全体で見るという視点もあってもいいのではないかと。ただ、全体として LNG の価格は原油連動になっていてどのみち高いので、足元ではそのメカニズムで大きくコストを下げられるということはないのかもしれませんが、そういう視点は重要だと思っています。以上です。

○安念座長

どうぞ山内先生。

○山内委員

調達の方法は、特に LNG については長期契約なので簡単ではないと思いますが、ただ、調達の方法をどうしようという議論はあると思います。それがオールジャパンなのかどうかということだと思っております。オールジャパンというのは、今、松村さんが言ったみたいに、私はそんなに期待ができないのではないかと考えています。先ほどおっしゃった KOGAS の話はかなり高い調達コストになっているというのは多分そうだと思います。

具体的に調達の方法はどうしたら安くなるかというのは探らなくてはいけないのですが、ただ、

それはここの燃料費に対する指標をどのように作るかという話とちょっと違う話です。それをやらなければいけないのですが、その意味では燃料費についてもうちちょっと短期的に工夫できる余地は何かとか、それは少し探る必要があると思います。例えば調達ですが、かなり変動するわけですよね。これも必ずしもちゃんとした成果が上がるかどうか分からないけれども、変動するときには何かヘッジをかけるということを通常やるわけで、そういったものがどこまでできるのかとか、あるいはこの世界では難しいのかもしれませんが。ですから、それを確認する必要はありますが、そういった具体的な短期の指標みたいなものを探るのかなと思っています。

○安念座長

ヘッジはかけているはずですよね。

○山内委員

ヘッジはあまりかけてないはずですよ。

○安念座長

かけていないの？ 燃調があるからですか。燃調も、しかしそうなる善し悪しですね。

○山内委員

ただ、ヘッジかけるというのは必ず得になるかというとなんなことはないのよ。

○安念座長

もちろん、それこそ当たり前の話ですよ。

○山内委員

なので、それだけに頼るのはちょっとあれだと思いますよ。

購入電力料

○安念座長

それは分かります。では時間のこともあるから、すべての議論は宙ぶらりんになるのですが、その次の購入電力料はいかがでしょう。これはだんだん膨らんでいる費目ですよ。これは電力の市場が十分成熟していれば、市場から調達する以上文句の付けようがないということになるはずのものですよ。だけれども、日本の場合は卸売市場がまだまだ大きなボリュームになっていないから、結局、契約も相対になってしまって、そこが問題ということではないかと認識しています。そうすると、卸売市場そのものは半年や1年で大きくなるものではないだろうから、取りあえずのところどういうベンチマークで考えたらよろしいのかということになるのではないかとと思うのですが、どんなものでしょう。何かお知恵はございませんか。どうぞ八田先生。

○八田委員

まず、IPP からの入札は義務付けるべきだと思います。もちろん電力会社が「この価格なら自社でやるが、それより安いのなら IPP から入札で買う」という、以前からの制度でやるべきです。当時非常に多くの会社が参入したのに、入札義務付けなくなったらどこもやらなくなったというわけですから、これはやはり再開すべきではないかと思います。どなたかこの間おっしゃったかもしれませんが、もし全部が IPP になってしまったら、そのうち自動的に発送電分離になってしまうわけですね。

○安念座長

それはそうですね。

○八田委員

程度の問題はどこまでかは問題として、非常に能率的な IPP ができるとしたらそういうことに近い状態になると思います。それをまずやるべきだと思います。

それから、卸で買っている電気について、昔からの契約で価格を固定してしまっているというのはやはり問題です。卸をやっているところもいろいろなところに売る、特に取引所にも売ることができるようなチョイスを与えるべきだと思います。今、少なくとも電力取引所に大量に供給しているというような状況ではないですから、改善する必要があります。

○安念座長

どうぞ。はい松村先生。

○松村委員

細かいことで申し訳ないのですが、まず IPP の入札制度を義務付けるということだと、現在は強制されていないので制度変更が必要です。ここでは取りあえず法律やルールを変えない範囲ということなので、ここでいえば、やらなかったものに関してはコストをそのまま認めないというのが限界だと思います。

それから、事実として、IPP を全面的に進めると必然的に発送電分離になるというのは、恐らく義務付けても駄目だと思います。どうしてかという、これは入札するとき最低価格なりをやりませう。そうすると、一般電気事業者が自分でやるとすればこれぐらいのコストでできるという以上の値段で買わせるということを強制させる制度ではなく、それは正しいと思うのですが、そうすると、一般電気事業者が発電に関してとてもなく競争力があれば、すべての案件で結局自分が勝つということになって、そういうことをちゃんと許容している制度だということ、無理やり引っぺがそうとしているわけでは決してないのです。従って、一般電気事業者さんは積極的にこの制度を導入して、自分たちのコストが低いのだ、算入しているコストが正当なのだということをきちんとアピールするように利用すべきだと思いますし、料金算定に関してはそのような

ことを促すように設計すべきだと思います。以上です。

○安念座長

はい、どうぞ八田先生。

○八田委員

電力会社に大変失礼なことを申しました。

○安念座長

いや、失礼なんていうことではありません。インカンベントは、別に何も IPP に仕事を奪われる心配はしなくてもいいので、自社のコストが IPP よりも下回ればそれでいいだけの話です。外部から調達したとすればもっと安かったはずだと思われるときに、その部分を自社で供給すると高いのを原価にしなければならぬという理屈はないのですよね。それは実際に外部から調達しなかったのに外部から調達すれば安かったかどうかというのは分からないことですが、理屈の上ではそういうことになるのかなという気がします。どうぞ松村先生。

○松村委員

実際入札にすれば、自分たちはこのコストが正当だったということを証明する手段は持っているわけですから、従って、それを取らなかったというときには挙証責任は当然一般電気事業者の方にある。従って、それは下げられるかどうか分からないではないかという議論ではなくて、それが最もコストが低いということを証明する挙証責任はそちらにあるということは認識する必要はあると思います。

○安念座長

ごもっともだと思います。要するに入札という手段は常に取れるわけですよね。ではなぜ入札しなかったのですかというご説明はいただくということですね。全く私もそうだと思います。ほかにはいかがでしょうか。ではまた次に行きましょうか。修繕費、これはまた大変な話だ。どうぞ、永田委員。

修繕費

○永田委員

修繕費につきましては、そもそも経常的なものとか、いろいろな内容があると思います。私が一番関心があるのは、いろいろな設備とセットになって、最初導入するときは設備を導入して、それが例えば購入したメーカーの関係会社などから修繕を受ける。それが逆に言うと、長期化して丸投げしてブラックボックス化になる、そういうリスクがないかということをごきちんとして検証する必要があるだろうと思います。従って、そこをチェックした上で、妥当なものについては原価

として認めるというプロセスが必要ではないかと思います。

○安念座長

これはどうなのですか。大体発注先はおおむね固定されているとかそういうことはあるのですか。ただ、そうすると日本の企業慣行は、ちょっとしたときに無理を言えるのはやはり長い付き合いのある会社さんでということになりますよね。反論あり得べきながら、やや情緒的な発想としては、そういうことになりそうですが。何かどうぞご意見を。どうぞ秋池委員。

○秋池委員

この業界の場合は、事業者が9社なり10社なりしかないということで、取引業者も数が限られてくるというのも一定量仕方ないと思っております。ですので、長い付き合いであることよりも、適正な水準の価格で買っているかということの方が重要なのだと考えます。それを取り入れる方法としては、これは先ほどの購入電力と同じですが、入札という方法を使うことによって、それを適正化していくということはあるかと思えます。

この修繕費については、これこそヤードスティック的なものが有効なのではないでしょうか。各社の修繕費の水準は、固有の事情がありますので、例えば古めの発電所が多いとか、どうしても遠い所から電力を運ばなければいけないとか、個別の事情がありますので、結局は平均値との比較でしかできないのかなとも思っているのですが、ただ、その平均値を下げていく努力をいかに継続させられるかということ織り込む制度にできるといいと考えます。

○安念座長

どういうふうにしたらいですかね。つまり9社しかないわけですよね。

○秋池委員

あえて平均値と言いましたのは、業界のトップランナーという言葉もどこかには出てきますよね。その数値を参考にするものもあると考えておまして、例えば同じものをただ地域が違うから別の事業者さんから買わなければいけないというタイプのものはトップランナーの水準を目指していけばいいとですし、もう一方で、修繕費のように各社固有の事情を踏まえたものは平均値にならざるを得ないと思うのですが、そういった中でヤードスティックを利用することで平均値の中でもばらつきの中で優れたものの方に向かわせる。これは今後の議論なのかもしれないのですが、原価算定期間の努力を認めるようなインセンティブが働くような仕組みにしていくということはあるのではないかとます。ヤードスティックはある意味で目標値になっていきますので、一番いい数字でなければ駄目だと言ってしまうと、やはり回らなくなったり、あるいは過少投資になってトラブルが起きたりというのも困るわけですね。それを参考値として例えばガイドラインを作って、先ほど平成12年に廃止された制度ともしかして似てしまっはよくないので、このとき

の反省を踏まえてということになるのだと思うのですが、ガイドラインを作って、そこから著しく逸脱している、それは多く逸脱しているのはもしかしたら入札などの利用が足りないのかもしれないし、少なく逸脱していると過少な修繕になっているのかもしれないので、そういったものを利用していくことはできるのではないかと思います。

○安念座長

ありがとうございます。はい、どうぞ大西委員。

○大西委員

修繕費については、料金を認可するときにその計画の妥当性をどう判断するかという話については、先ほど秋池委員がおっしゃったように、電源ごとの、もしくは発電所の年次ごとの何らかの平均値をベースに、それともし違うものがあれば、先ほどの挙証責任は電力会社に持たせる形でやるというのが一つあるのかなと思います。

実はタスクフォースで問題になったのはそれだけではなくて、実際にそういう計画は立てただけでもやらなかったという、これは悪意とかそういうことで申し上げているわけではないですが、結果的に修繕をしないということでその期間が過ぎましたというときに、それがそのままでもいいのかということもあるのではないかと。これは認可のときの議論、ここで厳格に見ればという問題なのかもしれませんが、ただ、当然ながらそこでいくら厳格に査定しても、実際やるかやらないかはそのときの判断であるので、それを結果的に実績と申請時のものがずれたときに、それを何らかの事後調整をするのがいいのかどうか分からないですが、そのままでいいかどうかという問題はあります。

○安念座長

そうですね。発電は結局タービンを回しているわけだから、これ電力会社でないところだっていくらでも持っている話で、そういうところが修繕にどういうやり方でどれだけコストを掛けているかということを見ることはできるのだと思うのです。つまり、他業種を見てベンチマークを作ることはできるかもしれません。ところが送電部門になると、送電屋さんという商売は電力会社のほかにないわけだから、これは9電力の中でしかできなくて、トップランナー方式で行くのか、平均値で行くのか、やり方としては結局その二つぐらいしかないのでしょうね。どうぞ松村先生。

○松村委員

修繕費に限らないと思うのですが、僕は修繕費でも大きく効くのは仕様だと思うのです。もとの発電機の仕様だとか、送電線の仕様だとかというものを、例えば東電仕様、関電仕様、九電仕様というように細分化すると、今度は細分化されたマーケットのところで修繕をするという

ところでも、ただでさえ競争メカニズムが働きにくいところがますます働かなくなってしまう。ここのところに目を光らせるのが一番の近道というか、効果が大きいのではないかと考えています。

それから、修繕費全体の水準でヤードスティック、単価に関しては、まさにご指摘になったとおり非常に良いことだと思いますが、全体の水準でやるとちょっと怖いかなと思っています。これは修繕費を十分使って設備を安定的に動かして、これで高い収益を上げるというのは、僕は立派なビジネスモデルだと思うので、修繕費がすごく高い、だから経営がまずいというように短絡的に出ないようにしてほしいなど、そこの配慮は必要だと思います。以上です。

○安念座長

では八田先生からどうぞ。その次に山内先生。

○八田委員

秋池委員がおっしゃったヤードスティックですが、この間、ノルウェーの自由化した後の初代の送電会社の社長に、資材調達費に関してヤードスティックはどのようにしているのですかと伺いました。それに対して、全く事もなげに、それは中立委員会が国際比較していますと言っておられました。アメリカとヨーロッパの送電会社の各社の調達費用と比較していますと言うわけです。外国の会社が実際にそういうヤードスティックをやっているわけですから、やる気になったら簡単に資料は手に入るのだらうと思います。ヤードスティックに関する規制当局のコミュニティーもあるのかもしれませんが。ヤードスティックのようなメルクマールがあると、松村先生がおっしゃるように、何とか仕様を統一しようと、インセンティブがだんだん出てくると思います。今はそういうプレッシャーはないから個々の会社で仕様を作っているということになっているのだと思います。ヤードスティックの比較対象の範囲を広げてみるべきなのではないかと思っています。

○安念座長

レファレンスポイントを外にも求めるということですよ。

○八田委員

そうです。

○安念座長

山内先生。

○山内委員

そうだと思います。ヤードスティックという形で単線的に価格とかそういうものだけではなくて、多分修繕の場合は標準的なモデルを組んで、それによってまさに標準の仕様を出してみても、それを基準にするのだと思います。松村さんがおっしゃったように、いろいろと仕様が違うと思

うので、もしも違ってこうだというのだったら、それは確かに挙証責任の話だと思います。長期的に見てそれはコストが下がってくるようなインセンティブを織り込まなければいけないので、平均ということと、長期的な技術革新みたいなものを織り込めるような指標を作るのだと思います。そのときのレファレンスポイントは海外というのにはあり得ると思います。ただ、すぐには無理だと思いますけれども。

○安念座長

しかし、修繕の技術革新はなかなか難しいかもしれませんが、でもあり得るのですよね。

では減価償却費はいかがですか。ちょっと駆け足になって恐縮ですが、減価償却費は増減するものなのですか。19 ページですか。見込みと実績とが結構違うのですが、そういうものなのですか。過去の投資の費用化ですよね。過去の投資は確定的に認識されているのだから、波が出るものなのですか。これは例によって出来の悪い生徒の先生に対する質問です。

減価償却費

○片岡課長

これは多分 19 ページにありますように、既存の分はおっしゃるように定率、定額で落ちていくのですが、恐らく竣工分とある新しいところでずれていくのはあると思います。

○安念座長

とすれば、セーブしようと思って全くできないものでもないということですか。減価償却はあまり議論してもしょうがないですか。

○片岡課長

投資をするかしないかによる。

○安念座長

そう、投資をするかしないかによる。

○大西委員

まさしくここは投資の流通設備で不要だとか不要ではないという、まさに今後の設備投資の問題のみの議論なのかなと思います。

○安念座長

そうですね。ということは需要見込みをどうするかということによって決まるわけですよね。

○大西委員

そうですね。供給。

○安念座長

分かりました。ほかに何か。

○八田委員

もちろん価格も関係ありますよね。例えば IPP のプレッシャーがあれば発電機を買いたたいて買うということがあるけれども、プレッシャーがなければ、仲間同士だからゆったりやるということになりますね。

○安念座長

すべてそうですね。費目ごとに検討しなければいけないのですが、私は時間に制約を付けるのは邪道だと思いますので、残れば次回にまたやって、しつこくやっていただきますので。もしなければ、では廃棄物処理費はいかがですか。これはまさに入札すればいいでしょうという世界ですか。どうなのでしょう。山内先生、何か？

廃棄物処分費

○山内委員

そうだなと思います。

○安念座長

そうですね。ほかにいかがですか。

○永田委員

よろしいですか。

○安念座長

どうぞ永田委員。

○永田委員

いろいろな費用があります。切り口として二つあると思います。ユーザー側の使用の問題をどうするかというので、サプライヤー側に対してどういったけん制を働かせるのかということと、それから、サプライヤー側のコスト構造をどこまで発注者側が把握できるか、業者は人件費とかそういったものが比較的成本の中に多く占められています。従って、その場合は、先ほど幾つか出ましたが、ベンチマーキング的なものをサプライヤー側に対してもある程度あるべき、もしくは自分たちが想定しているものをベースにした想定コストと入札した結果の価格を比較して、そのギャップをいかに縮めていくのかとか、そういったプロセスをきちんとサプライヤー側が勉強、もしくはノウハウを蓄積していつ競争入札しながらやっていくという、両サイドのけん制を働かせていくというのが重要ではないかと思います。

○安念座長

サプライヤーというのは、この場合でいうと廃棄物処理業者ということですか。

○永田委員

そうです。処理業者ですね。

○安念座長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。もしなければ、その次の消耗品費ぐらいまでで今日は一応打ち止めといたしましょうか。何かご意見はございませんか。

消耗品費

○枝野大臣

これは額は小さいのでしょうかけれども、大西先生、図書費等というのは何なののでしょうか。

○大西委員

これは多分いろいろな雑誌とかそういうものも含めた、幅広く書籍、もちろん電力事業に関するものもあるのですが、そうではない週刊誌だとかそういうものも含めた概念で、これについてはこういう形で書かせていただいたのも、先ほどの広告宣伝費ではないですけれども、電力事業にこれがなければ影響があるかという、そうでもないものなので、どちらかという、それは自己の報酬の中から支弁すべきではないかという批判があり得る項目と考えた次第でございます。

○安念座長

結構いっぱいありますよね。専門誌には、「電気と施設」とか。

○大西委員

ただ、それ以外のいろいろな雑誌も、これは一般論として申し上げますが、あり得る概念だということなんです。

○安念座長

ほかはいかがでしょう。

○枝野大臣

すみません、ちょっとこだわるようですが、せっかく書いていただいた図書費というものも一つの例なのだと思うので、この算定方式によると、件名積上分プラス件名以外分実績値の掛け算ですね。件名で多分何とかという雑誌名が挙がっていて、それを査定するということでは多分実務上はないのだろうなど。そうすると、件名以外分実績値というところに含まれるとすると、つまり余計なものをたくさん買っている、実は査定されないということになるのかなと想像したのですが、だとすると仕組み自体が、つまりこの消耗品費の件名以外分実績値のところに入って

しまうようなものはちょっと危ないよねと。多分これはほかのところにもあるのだろうと思うのですが、そういうところの認識でよろしいのかどうか含めてお願いします。

○大西委員

ご指摘のとおり、一つ一つはものすごく小さい項目ですので、ほかのところにもあるように、件名以外のところに多くは入っていて、ただ、これが象徴的に本当にどうかという議論をすると、やはり外した方がいいのではないかということでございます。

○安念座長

大臣がおっしゃるのは、ありていに言えば、お付き合いで買っているのではないですかということですよ。

○枝野大臣

多分図書費というのは今回たまたま細かいデューデリをしていただいたので出てきたと。ところが、ほかのところもいろいろな項目のところ是件名以外分の実績値をベースにしてという部分があって、これがそれぞれの費用項目の中の1割なら1割程度を占めていて、そのところに若干井的なものがあるのか、それとも例えば件名積上分が半分で、件名以外が半分でということだと、だいぶ意味が違うと思うのですが、そのあたりの実態はどうなっているのか、もし分かれば教えていただきたいし、そのあたりはどういう仕分けをしているのか、線引きをしているのかということが分かればと思ったのですが。

○片岡課長

過去の平成10年のときの改定を見ますと、それぞれの項目は違いますが、ざっくり言いますと、やはり半分ぐらいの額が件名で上がってしまっていて、それ以外のものは非件名になっているケースがあります。

○枝野大臣

半分。ということは査定してないわけですね。

○片岡課長

個別には査定していないということになります。

○枝野大臣

件名以外の半分は。

○安念座長

そうですね、確かに。

○枝野大臣

それは何かやってほしいですね。つまり他の一般的な企業の場合と比べてどうなるのかとか、

何かやってもらわないと、形式的にはノーチェックということですね。

○安念座長

結局実績ですから。実績で積み上げているわけでしょうから。

○片岡課長

1点補足しますと、全体として、これは10年の制度でしたが、10年の制度は全体としての一般経費としてヤードスティックをかけるという査定は全体として行っているということだと思いません。

○安念座長

では今日は消耗品費までご議論をいただいたことにいたしまして、次回またしつこくやりますので、何をご発言になるかちやんとご準備をいただいて次回にお臨みいただきたいと存じます。

ではディスカッションはこれぐらいにいたしまして、今日は、一つ一つには言及はいたしません、各費目ごと、入札をすべきものはしてもらったと仮定して、外部から最も安い調達をすべきなのになかったのであれば、それは举证責任は電力会社さんに負っていただくというのが、ご議論の流れであったかと思えます。あるいは外国も含めてマクロ指標を外に求めて、ここで頑張ってくれというようなベンチマーキングは必要ではなかろうかという御指摘もいただきました。あるいはどうにもほかの業種がないものについては、国内の平均を取ったり、トップランナーのコストをベンチマークとして見たらどうかという、ご意見であったと思えます。それから、最前の議論の広告費、寄付金については、もちろん自由化部門はどうやろうと勝手なのですが、規制部門については厳し目のご意見が大勢であったと理解をいたしました。

というところで、今日のディスカッションはおしまいにいたしまして、先ほど申し上げましたように、次回また一つ一つご議論をいただきたいと存じます。

それでは、最後にまたもう一度大臣から。

○枝野大臣

本当に今日も熱心に、しかも非常に実態に即してというか、建設的なご議論をいただいたと思っております。ぜひこれをあと何回かで整理をさせていただいて、少なくとも来年の4月ぐらいには実際の電力会社の電気料金に反映させていきませんと、上がる方の圧力が片方にあるものですから、ぜひさらなるご議論をよろしく願いいたします。

○安念座長

大臣、どうもありがとうございます。本日は皆さまからいただいたご意見等を踏まえまして、事務局で論点を整理するなどして、次回以降さらに議論を深めてまいりたいと思えます。

それでは、これもちまして第2回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議を閉会いた

します。本日は長時間にわたりまして熱心にご議論いただきまして、大臣もご参加いただいて、本当にありがとうございました。皆さんどうもありがとうございました。

最後に。

○片岡課長

ここで大臣が退出されます。

○枝野大臣

どうもありがとうございました。

○安念座長

それでは、事務局からご連絡いただきます。

4. 事務連絡

○片岡課長

次回の日程につきましては、また別途調整いたしまして、2月の中下旬を予定しておりますが、ご連絡いたします。

それでは、退席の方法ですけれども、今、一気に出られるとまた大混乱になりますので、事務方から合図を出しますので、そうしたらご退席をいただければと思います。

5. 閉会

○片岡課長

では、以上をもちまして第2回の有識者会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

【問い合わせ先】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485